

# 公 告 第 4 6 1 号

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

「個人情報保護管理規程」及び「機密文書管理規程」の一部変更について

改正個人情報保護法が平成 2 9 年 5 月 3 0 日に施行されるのに伴い、「個人情報保護管理規程」及び「機密文書管理規程」を一部変更するもので、組合規約第 5 2 条の規定により公告いたします。

## 記

### 1. 個人情報保護管理規程の一部改正

【現行】	【変更後】
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 1 5 年 5 月 3 0 日・法律第 5 7 号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 2 5 年 5 月 3 1 日・法律第 2 7 号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日保発第 1 2 2 7 0 0 1 号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日保保発第 1 2 2 5 0 0 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、日本旅行健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 1 5 年 5 月 3 0 日・法律第 5 7 号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 2 5 年 5 月 3 1 日・法律第 2 7 号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成 2 9 年 4 月 1 4 日保発 0 4 1 4 第 1 8 号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日保保発第 1 2 2 5 0 0 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、日本旅行健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>

(個人情報の定義)

第2条 略

3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 略

2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。

(個人情報の第三者への提供の制限)

第4条 法第23条に定める第三者提供の除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

(個人情報の定義)

第2条 略

3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 略

2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 略

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- (1) 法令、関連通知及びガイドライン (当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する) を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。

(開示手数料)

第16条 開示の求めに対しては以下の手数料を徴収する。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 略

3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- (1) 法令、関連通知及びガイドランス (当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む) を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。

(開示手数料)

第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。

(漏洩等の事故にかかる対策)

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類	個人情報の内容
被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、報酬実績、被扶養者の有無
任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有無
被保険者レセプト情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、記号・番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地および名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像（レセプト画像）
被保険者健康診断情報	記号・番号、被保険者・被扶養者・事業所担当者氏名および住所、生年月日、電話番号、事業所名、事業所社員コード、受診費用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、画像（レントゲン写真）、相談・指導内容、所見、保健師・看護師名、緊急薬・常備薬購入記録、疾病既往歴、家族既往歴
被保険者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年金額、

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番</li> <li>・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額</li> <li>*被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等）</li> <li>*任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</li> </ul>
保検給付関連（現物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬明細書（レセプト）記載情報</li> <li>【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】</li> </ul>
保検給付関連（現金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費、移送費関連</li> <li>【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】</li> <li>・傷病手当金関連</li> <li>【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】</li> <li>・出産手当金・出産育児一時金関連</li> <li>【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】</li> <li>・埋葬料（費）関連</li> <li>【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】</li> </ul>
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査、保健指導関連(特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む)</li> <li>【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】</li> </ul>

		医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得（非課税者のみ）、移送費用、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産（予定）日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容、埋葬に要した費用（埋葬料のみ）、請求者住所・電話番号・振込口座	
	被保険者 柔道整復 情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座	
被 扶 養 者	被扶養者 適用情報	氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、職業（学校名）、月平均収入額、同居別居の別	
	被扶養者 レセプト 情報	被保険者レセプト情報と同じ	
	被扶養者 健康診断 情報	被保険者健康診断情報と同じ	
	被扶養者 現金給付 情報	氏名、生年月日、被保険者との続柄、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、前年度所得（非課税者のみ）、医療費、装具装着日、装具購入費用、出産（予定）日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容	
	被扶養者 柔道整復 情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との続柄	

別表2 健保組合等の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 保険給付及び付加給付の実施【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
  - ・ 高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
  - ・ 海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
  - ・ 第三者行為に係る損保会社等への求償
  - ・ 健保連の高額医療給付の共同事業
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
  - ・ 健康保険料の徴収
  - ・ 被扶養者の認定
  - ・ 健康保険被保険者証の発行【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
  - ・ 被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
3. 保健事業に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
  - ・ 健康増進施設（保養所等）の運営【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
  - ・ 保健指導、健康相談に係る産業医への委託
  - ・ 医療機関への健診の委託
  - ・ 健康増進施設（保養所等）の運営の委託
  - ・ 健診結果の事業者への提供
  - ・ 被保険者等への医療費通知
4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

別表2 健保組合等の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理保険給付及び付加給付の実施
  - ・ 番号法に定める利用事務【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
  - ・ 高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
  - ・ 海外療養費に係る翻訳のための外部委託
  - ・ 第三者行為に係る損保会社等への求償
  - ・ 健保連の高額医療給付の共同事業
  - ・ 番号法に定める情報連携
  - ・ 被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 標準報酬月額及び標準賞与額の把握
  - ・ 健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収
3. 保健事業に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
  - ・ 特定健診、保健指導の実施
  - ・ 健康増進施設（保養所等）の運営【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
  - ・ 特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
  - ・ 保健指導、健康相談に係る産業医への委託
  - ・ 医療機関への健診の委託
  - ・ 健康増進施設(保養所等)の運営の委託
  - ・ コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
  - ・ 被保険者等への医療費通知
4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的  
【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
  - ・ 診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
  - ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
- 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
- ・医療費分析・疾病分析
- 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他
- 【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】
- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報
- 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的
- 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受けられる場合】
- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
  - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
  - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
  - ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
- 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
  - ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
  - ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
- 【健保組合等の内部での利用に係る事例】
- ・医療費分析・疾病分析
- 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他
- 【健保組合等の内部での利用に係る事例】
- ・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報
- 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的
- 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受けられる場合】
- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
  - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
  - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
  - ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
- 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
  - ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

附則

この取扱要領は平成29年5月30日から施行する

## 2. 機密文書管理規程の一部変更

【現行】	【変更後】
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>略</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報 <u>または要配慮個人情報</u> が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>略</p> <p>附則</p> <p>この取扱要領は平成29年5月30日から施行する</p>